

三重県暴力団排除条例 Q & A



【利益供与関係】

Q 1 条例第 19 条に禁止行為として規定されている「利益の供与」とは、どのような行為をいうのですか？

A 本条にいう「利益の供与」とは、金品その他財産上の利益を与えることをいい、例えば、事業者が商品を販売し、相手方がそれに見合った適正な料金を支払うような場合であっても、該当します。

Q 2 どのような行為が、条例第 19 条第 1 項第 1 号に規定する「暴力団の威力を利用する目的で利益の供与をすること」に当たるのですか？

A 条例第 19 条第 1 項第 1 号では、事業者が暴力団員等に対して、その威力を利用する対価として利益を供与することを禁止しています。

「威力を利用する」とは、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、自己の事業が有利に運ぶように、暴力団の威力を活かすことであり、そうした行為が事業者のためになされていることなどを直接又は間接的に他者に認識させることです。

○ 事業者が第 19 条第 1 項第 1 号の利益供与違反になる主なケース

- ・ 金融業者が「返済が滞っている者から、債権の取立てをして欲しい。」と暴力団に依頼し、金銭を支払った場合
- ・ 不動産業者が、所有する土地を売却する際に、立ち退かない住民を追い出すために「住民を追い出して欲しい。」と暴力団に依頼し、金銭を支払った場合
- ・ 事業者が、事業に関するトラブルを解消するため、「相手方との話し合いの場に立って、もめるようなことがあれば、相手と話をつけて欲しい。」などと暴力団に依頼し、金銭を支払った場合
- ・ 飲食店事業者が、店の営業に関する将来のトラブルを暴力団の威力によって解決するために、事前に用心棒代を支払った場合

Q 3 どのような行為が、第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「暴力団の威力を利用したことに関して利益の供与をすること」に当たるのですか？

A 同項第1号が暴力団の威力を利用する目的であるのに対し、本号はQ2で挙げた事例等を暴力団が行った後、暴力団にその見返りとして利益の供与をした場合が該当します。

つまり、同項第1号が、「事前に支払う利益の供与」に対し、本号は、「事後に支払う利益の供与」になります。

Q4 どのような行為が、第19条第2項に規定する「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与」に当たるのですか？

A 第19条第1項各号に規定する利益供与以外で、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って（情を知って）、暴力団員等に利益供与した場合が該当します。

(1) 事業者が、第19条第2項の利益供与違反になる主なケース

以下のような場合には、利益供与違反になります。

- ・ 建設会社や内装業者が、暴力団事務所であることを認識した上で、対立抗争に備えて暴力団事務所の壁や窓を、防弾壁、防弾ガラスに改修すること。
- ・ 警備会社が、暴力団事務所であることを知った上で、防犯カメラやセンサーを設置するなど、その事務所の警備サービスを提供すること。
- ・ 飲食店が、組の運営資金になることを知りながら、暴力団員が営む事業者等から進んで物品を購入したり、おしぼりのリース等を受けて、料金を支払うこと。
- ・ 興行を行う事業者が、相手方の暴力団員が、暴力団組織を誇示する目的であることを知った上で、その暴力団員らに対し、特別に観覧席を用意すること。
- ・ 祭礼主催者が、祭礼において、暴力団員が営む露店商の出店許可を出すこと。

(2) 事業者が利益供与違反にならない主なケース

以下のような場合には、利益供与違反には当たりません。

ア 相手が暴力団員等であることを知らなかった場合

イ 提供した利益が「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること」を知らなかった場合

ウ 提供した利益が「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること」にならない場合

エ 法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益供与する場合その他正当な理由がある場合

したがって、以下のような行為をしたとしても、利益供与違反にはなりません。

アに該当するケース

- ・ レンタカー業者が会合のために送迎用に使用するとの説明を受けてマイクロバス

を貸したところ、貸与した相手が暴力団員であることが後から判明した場合。

イに該当するケース

- ・ 飲食店が、個人名で予約を受け付けて個室と料理を提供したところ、結果的に襲名披露式など、暴力団の組織としての会合に利用されていた場合。

ウに該当するケース

- ・ 葬祭業者が身内で執り行う暴力団員の葬儀のために、会場を貸し出す行為。
- ・ コンビニエンスストア等の小売店が、暴力団員に対して日常生活に必要な物品を販売する行為。
- ・ 新聞販売店が、暴力団事務所に新聞を定期的に配達する行為
- ・ 神社・寺院等が、暴力団員が個人として行う参拝等を受け入れる行為

エに該当するケース

- ・ 暴力団事務所に電気やガスを供給したり、医師が診療行為を行うなど法令に基づいて行われる行為。
- ・ 弁護士が民事訴訟において暴力団員の代理人になる行為。
- ・ 税理士の税務代理事務、公認会計士の財務書類監査事務等の公益性・公共性が高い職種の業務を行う行為。
- ・ 破損した屋根の修理や耐震補強など、建築物等の維持保全や適法な状態を保つために、暴力団事務所の工事を行う行為。

Q 5 事業者が法人である場合、当該事業者の従業員が利益供与違反をしたときに、誰が公安委員会から「勧告」を受けるのですか？

A 事業者とは、事業（その準備行為を含む。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいいます。したがって、事業者が法人であり、その法人に勤務する従業員が利益供与違反をした場合は、当該法人の代表者に対して「勧告」が行われることになります。ただし、各支店や各営業所等が、それぞれの責任と判断において行っている事業に関して利益供与違反が行われた時には、これらの責任者に対して「勧告」が行われます。

以下のような場合は、支店等の責任者に「勧告」が行われます。

- ・ 銀行の支店において、支店の敷地の一部を、当該支店長の判断で暴力団事務所の来客用の駐車場として貸し出した場合

【契約関係】

Q 6 事業者は、契約を締結する場合には、契約の相手方が暴力団員であるか否かを必ず確認しなければならないのですか？

A 条例では、事業者が事業に関して締結する契約が「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認められる場合」に、契約の相手方が暴力団関係者でないかを確認するよう努める旨を定めています（第21条第1項）。

この規定については、努力義務規定であり、例えば、スーパーやコンビニで日用品を販売するなど、通常、一般的に取引の相手方について身分を確認しないような場合についてまで、あえて相手方の確認をするよう求めるものではありません。

Q 7 契約を締結する場合に、契約の相手方が暴力団員であるか否かを確認する方法について教えてください。

A 警察では、暴力団との関係遮断を図るなど暴力団排除活動に取り込まれている事業者の方に対し、契約相手が暴力団関係者かどうかなどの情報を、個々の事案に応じて可能な限り提供します。事業者の方で契約相手が暴力団関係者かもしれないとの疑いを持っているものの、本人に確認することが困難であるような場合などには、最寄りの警察署、組織犯罪対策課又は（公財）暴力追放三重県民センターにご相談ください。

Q 8 警察に相談して情報提供を受けるために準備するものはありますか？

A 確認を求める契約相手の氏名、生年月日（可能であれば住所）が分かる資料や、お持ちの場合は、暴力団排除の特約を定めた契約関係資料、契約相手が暴力団関係者の疑いがあると判断した資料（理由）などを準備してください。

Q 9 警察から暴力団関係者に該当するとの情報提供を受け、契約締結を拒絶する際、警察からの情報に基づくことを相手方に伝えてもよいですか？

A 契約自由の原則（契約を締結するか否かを決定する自由及び誰と契約するか契約相手方選択の自由）により、拒絶する理由を相手方に説明する義務はありませんが、必要であれば伝えてかまいませんので、情報提供を受けた警察部署に相談してください。

Q 1 0 警察からはどのような情報を提供してもらえますか？

A 事案にもよりますが、暴力団排除を規定した事業者の、暴排条項に該当するかどうかの情報を提供します。

Q 1 1 契約を締結する場合には、必ず契約書に暴力団排除に係る暴排条項を設けなければならないのですか？

A 条例では、事業者が「その行う事業に係る契約を書面により締結する場合」において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努める旨を定めています（第 21 条第 2 項）。

これについても、Q 6 と同様、努力義務規定であり、書面により締結する全ての契約について暴排条項を定めなければならないというものではありません。

しかしながら、契約の締結後に相手方が暴力団関係者であることが判明した場合において、催告なく解除するなどの対処ができるよう、可能な限り契約書面に暴排条項を盛り込むように努めてください。

Q 1 2 契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に「催告することなく契約を解除することができる」ようにするためには、どのようにすればよいのですか？

A 契約を締結する際に契約の相手方から、自己が暴力団員、暴力団関係者でないことを表明する書面を徴するようにして、暴力団でないことを確約するよう求めてください。

さらに、このような書面と併せて、契約締結後に契約相手が暴力団員等であることが分かった場合には、その契約を解除することができるように、契約書に暴排条項を設けておけば、後に相手方が暴力団関係者であると判明した時に、関係遮断を行うことができます。

Q 1 3 暴力団員と一緒にゴルフに行ったり、飲食をすることは条例に違反しますか？

A 暴力団員と一緒にゴルフに行ったり、飲食をただけでは、条例に違反することはありません。ただし、暴力団員と密接な交際をしていると、県や暴力団排除活動に取り組んでいる事業者と締結する各種契約において、排除の対象となる場合があります。

（次の Q 1 4 ～ Q 1 6 参照）

Q 1 4 第 8 条に規定されている「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、

どのような人が該当するのですか？

A 「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、例えば

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(Q 1 5 参照)

等が挙げられます。

よって、単に次のような状況、境遇等にあるという場合には、それだけをもって「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とみなされることはありません。

- ・ 暴力団員と交際していると噂されている
- ・ 暴力団員と一緒に写真に写ったことがある
- ・ 暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際している
- ・ 暴力団員と結婚を前提に交際している
- ・ 親族・血縁関係者に暴力団員がいる

Q 1 5 「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している」とは、どのような場合をいうのですか？

A 例えば、次のような場合が挙げられます。

- ・ 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、その主催するゴルフ・コンペに参加している場合
- ・ 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、頻繁に飲食を共にしている場合
- ・ 誕生日会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合
- ・ 暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

Q 1 6 「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」であった場合、何らかの利益を受けることがありますか？

A 県や暴力団排除活動に取り組んでいる事業者と締結する各種契約において、排除の対象となる場合があります（県との契約においては第 8 条、事業者との契約については第 21 条を参照してください。）。

Q 1 7 「暴力団事務所」とは、どのような場所をいうのですか？

A 暴力団事務所とは、「暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分」をいいます（第2条第8号）。したがって、暴力団の活動の拠点となっていれば、マンションの一室が事務所である場合だけでなく、組長の住居として使用されている建物であっても、応接間等の区画された部分が暴力団の各種会議に使用されるなど暴力団の活動の拠点と認められれば、その区画された部分も「暴力団事務所」となります。

Q 1 8 契約の相手方が暴力団員等であることや、当該契約が暴力団を利することとなること等を分かっているながら契約した場合は、どうなるのですか？

A 条例では

- ・ 第23条第2項 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ・ 第24条第2項 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。
- ・ 第26条第2項 旅館事業者等は、前項の施設（専ら会合をするために多人数を収容できる客間、会議場、集会場その他これらに類する施設）の使用が、暴力団を利することとなることを知って、当該使用に係る契約をしてはならない。

とそれぞれ規定しており、同規定に違反した場合は、調査・勧告・公表の対象としています。

Q 1 9 第26条で規定されている「旅館事業者等」は、どのような事業者が該当するのですか？

A 条例及び暴力団排除条例施行規則において

- ・ 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業を営む者
- ・ 同法第2条第3項に規定する旅館営業を営む者
- ・ 都市計画法第29条の規定に基づく許可を受けたゴルフ場を営む者

を規定しています。